



# 新経済連盟 医薬品販売制度の 見直しについて

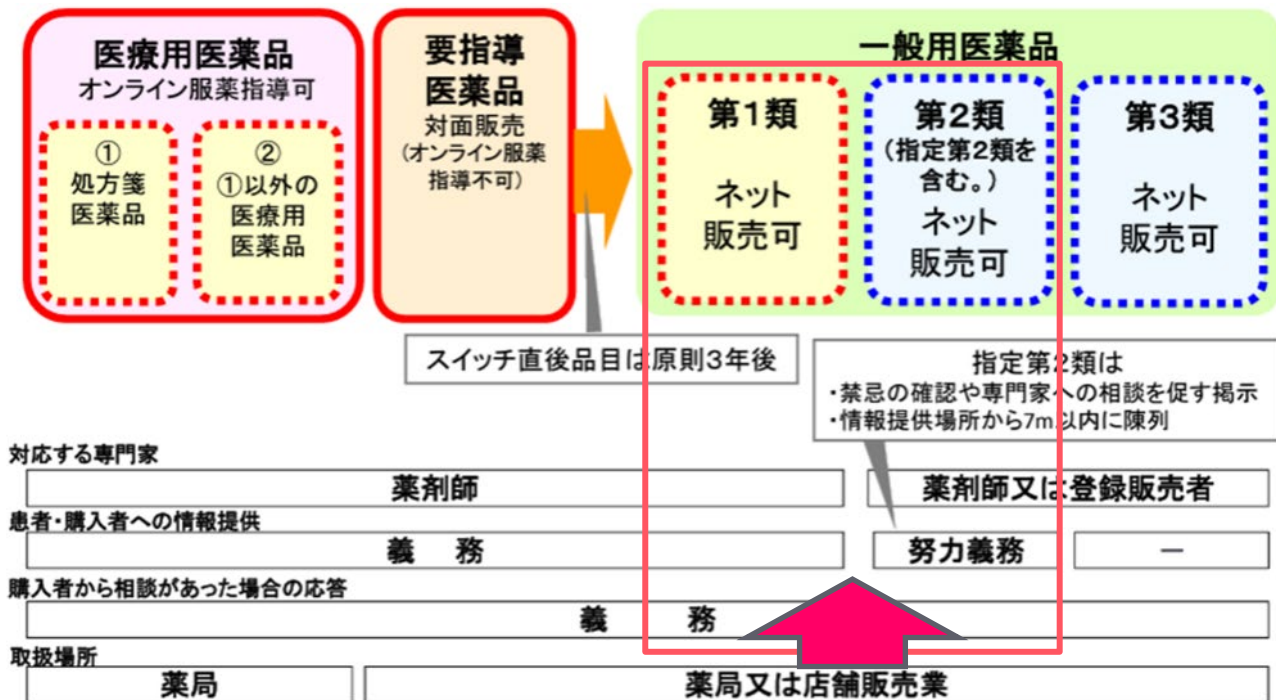
③ 濫用等のおそれのある一般用医薬品について

医薬品の販売制度の見直しを行うにあたっては、以下の観点が重要と考えている

- セルフメディケーション推進
- 「対面神話」からの脱却と、データや合理的根拠に基づく議論・検討および検証
- 利用者の視点にも、関係事業者の視点にも立った議論・検討
- 二者択一や対立関係ではなく、選択肢の多様化とそれぞれの特徴を活かした制度設計
- 実施すべき具体的行為や基準の明確化と、資格者に委ねる範囲の明確化

## 02 濫用等のおそれのある一般用医薬品について ① 現在の状況

➤ 現在、対象の医薬品は主に指定第2類、一部第1類に分類されている ➤ 現在の販売ルール(対面・ネット共通)



以下を確認し、資格者（薬剤師または登録販売者）が適正と判断した場合に限り販売する。

- ① 購入者が若年者（中学生、高校生等）である場合は、氏名及び年齢とともに、使用状況を確認
- ② 購入者が同じ医薬品を他店で購入していないか、既に所持していないかなどを確認
- ③ 購入できるのは原則1人1包装。複数個の購入希望がある場合は、理由や使用状況などを確認し、問題ないと判断した場合に限り販売可能
- ④ その他適正な使用を目的とする購入であることを確認するために必要な事項

比較的若い世代での市販薬の濫用については、報道や調査報告にもある通り、現状の対応策だけでは防止できていないと思われることから、追加的措置が必要

市販薬濫用に関する調査報告での指摘を踏まえ、海外の事例も参考にすると、

- ・ 濫用に関する注意喚起や相談窓口に関する情報発信
- ・ 購入履歴に基づく販売管理が濫用防止対策として重要なのではないか

➤ 濫用等のおそれのある医薬品の例

風邪薬	パブロン、ベンザブロック、コンタック、エスタックイブ、カコナール、ジキニン、ルル、改源、ストナ等
咳止め	ミルコデA、エスエスブロン、アネトン、ペリコデ、トニン、浅田飴等
鼻炎薬	アルガード、プレコール等
鎮静剤	ウット等
痛み止め	ナロンエース、こども用バファリン等

## 02 濫用等のおそれのある一般用医薬品について ② 参考資料及び情報

### ➤ 市販薬の濫用実態に関する調査報告での指摘

- ・ 情報収集はSNS等ネットで行う傾向だが、市販薬の入手経路は実店舗が多い
- ・ 10代と20代が8割を占める

### ➤ 第2回検討会での参考人からの指摘

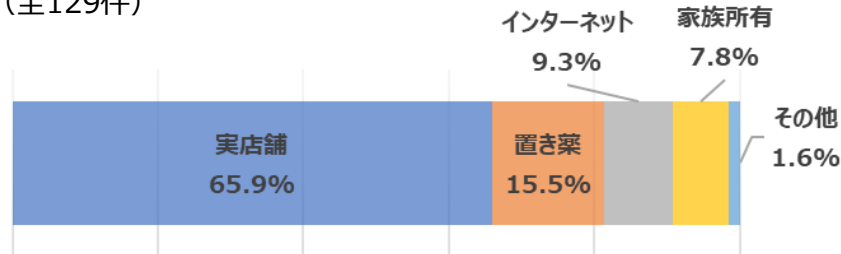
- ・ 薬剤師・登録販売者がゲートキーパーとして声かけや情報提供を行うことが重要

### ➤ 第9回検討会で参考人から紹介があったアメリカの取組

- ・ 対面も通信販売(含ネット販売)も、記録に基づく厳格な販売管理がルール（麻薬製造犯罪対策）
- ・ 販売管理について販売事業者研修を義務付け
- ・ インターネット上での警告等の情報発信

### 【参考】 濫用に使用された一般用医薬品の入手経路に関する調査

図表2：一部の医療機関で依存症の患者が過量服用に使用した市販薬の入手経路の割合（全129件）



厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業  
「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」  
令和4年度 総括・分担研究報告書 P6, P150

図表2：2011年～2020年に藤田医科大学病院・救命救急センターに搬送された一般用医薬品による急性薬物中毒患者のうち20歳未満の患者の一般用医薬品の入手経路の割合（全36例）

The method of drug purchase (n = 36)

Drugstores and other OTC vendors, n (%)	29 (80)
Internet, n (%)	1 (3)
Not clear, n (%)	6 (17)

「若年者の一般用医薬品による急性薬物中毒の現状」YAKUGAKU ZASSHI 2021年141巻  
12号 p.1389-1392

### 【参考】 市販薬の濫用に関する報道

- ・ [市販薬の過剰摂取、若者で深刻「規制より相談体制を」](#)(2022.7)  
“薬物依存の専門家らは「規制強化しても、見えない場所で入手するだけで解決にならない」と口をそろえる。背景にある子どもの悩みに向き合う必要がある”
- ・ [市販薬の過剰摂取「オーバードーズ」、8割が女性 初の疫学調査](#)(2023.8)  
“研究班は、実店舗での対策が市販薬のオーバードーズの抑制につながるかもしれない、と指摘している。”
- ・ [市販薬の濫用対策強化、ドラッグストアの苦悩「いいから売って！」迫ってくる客も](#)(2023.8 [その他関連記事](#))
- ・ [市販薬の過剰摂取、8割が女性…安易に始める若者多く「やめたいけど抜け出せない」](#)(2023.10)  
“年代別では、20歳代（50人）と、10歳代（43人）が全体の約8割を占めた。”

## 02 濫用等のおそれのある一般用医薬品について ③ ネット販売の対応案

- 対面もネットも、様々なタイミングでの周知啓発や相談窓口の案内と、データに基づく販売管理が重要
- ネットでは「顔を合わせる」以外の方法を組み合わせて対応が可能

### 濫用等のおそれのある一般用医薬品のネット販売における対応案

実施項目	具体的内容	資料4-2	ネットの特性
商品ページや購入ステップでの周知啓発	<p>商品ページや、買い物かごに入れる前の注意喚起画面等に以下を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用上の注意等当該医薬品の情報</li> <li>・濫用等のおそれのある医薬品であること</li> <li>・当該医薬品販売店舗の薬剤師や登録販売者への相談窓口</li> <li>・濫用に関する相談窓口の案内(例：厚労省サイトの薬物乱用防止相談窓口一覧の<a href="#">URL</a>)</li> </ul>		購入しない人や手に取る前でも知ることができる URLで示せば濫用相談窓口にたどり着きやすい
購入者の情報収集・確認	<p>注文ステップにおいて以下について質問する問診票を設置、注文内容確認時に、資格者が確認、必要に応じてメール・メッセージツール等で追加確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注文内容、使用者の年齢や氏名等*、症状・使用目的、他店での購入状況、他の医薬品の使用状況、他の疾病名、医療機関の受診状況、妊娠・授乳の有無、当該医薬品の購入・使用経験の有無、医薬品による副作用の経験等</li> <li>・用法用量を遵守できるか、薬剤師・登録販売者や医師への相談状況 等</li> </ul> <p>*身分証等による確認や、アカウントに紐づいた情報による確認が考えられる</p>	イ、ウ、エ、カ	文字情報で残せば後から見返ることができる
販売履歴との照合	<p>注文内容確認時に、資格者が以下を確認、必要に応じてメール・メッセージツール等で追加確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注文者と同じ人物が過去一定期間に同じ成分を含む医薬品を購入していないか</li> <li>・過去の購入時にやり取りした内容</li> </ul>	オ	データベースを用いれば検索や照合がしやすい 過去のやりとりが確認可能
情報提供	<p>資格者が上記で収集・確認した情報をもとに販売可否を判断し、販売する場合は、資格者が以下についてメール・メッセージツール等で情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用方法や注意事項</li> <li>・濫用等のおそれのある医薬品であること</li> <li>・用法用量を守って適正に使用、管理し、過量服用しないよう注意が必要があること</li> <li>・当該医薬品販売店舗の資格者の相談窓口</li> <li>・濫用に関する相談窓口</li> </ul>	キ、ク	文字情報で残せば後から見返ることができる URLで示せば濫用相談窓口にたどり着きやすい
アフターフォロー	<p>販売から一定期間経過後に、購入者に以下の内容を含むメール・メッセージ等を送信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その後購入した医薬品の服用で問題は生じていないか</li> <li>・症状が改善しない場合は服用を中止し、医師・薬剤師・登録販売者に相談すること</li> <li>・当該医薬品販売店舗の資格者の相談窓口</li> <li>・濫用に関する相談窓口</li> </ul>		購入後でも連絡手段がある 服用中や服用後のタイミングで注意喚起ができる

## 02 濫用等のおそれのある一般用医薬品について ④ 既存事業者の対策例

➤ ページ上での注意喚起や問診票による情報収集、購入履歴との照合を行っている実例がある

### ① 商品ページ上で注意喚起

商品情報 商品詳細 ショップ情報

### 商品説明

**必ずご確認ください**

このお薬は厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」に該当します。

当店又は他店にて同じ医薬品や他の「濫用等のおそれのある医薬品」を同時期にご購入された方は、ご注文前に薬剤師・登録販売者にご相談ください。  
[「濫用等のおそれのある医薬品」の説明はこちら](#)

当店薬剤師又は登録販売者への相談窓口は当ページの「■医薬品販売店舗について」をご確認ください。

ご注文は、当ページにある質問にご回答いただき、ご購入のお手続きをお進めください。ご注文確定後、薬剤師・登録販売者がお客様の回答内容を確認し、販売できないと判断した場合は、このお薬のご注文をキャンセルさせていただきます。あらかじめご了承ください。  
 ※このお薬以外の商品と一緒にご注文されている場合は、そちらのみ発送させていただきます。

お店TOP > 医薬品 > 風邪薬 > 咳止め・去たん > 咳止め・去たん錠 > エスエスプロン錠(セルフメディケーション税制対象)(84錠)

お一人様1個まで。

ショップへ相談

【この説明書は、本剤とともに提供し、服用の際には、必ずお読みください】

**エスエスプロン錠** [第2類医薬品]

ショップ お気に入り **購入手続きへ**

### ② 問診票で情報収集

151ポイント (10倍)

購入する方の年齢 (必須)

選択してください

同時期に同じ医薬品を他店で購入しましたか (必須)

選択してください

同時期に類似薬を他店で購入しましたか (必須)

選択してください

症状または使用目的をお選びください (必須)

選択してください

定められた用法用量を守って使用しますか (必須)

選択してください

事前に薬剤師又は登録販売者に使用の可否を相談しましたか (必須)

選択してください

事前に医師に使用の可否を相談しましたか (必須)

選択してください

数量 1

**買い物かごへ**

### ③ 買い物かごに入れる際にも注意喚起

医薬品をご購入の方へ

**【第2類医薬品】 エスエスプロン錠(セルフメディケーション税制対象)(84錠) 【プロロン】**

- これは医薬品です。ご購入の前に、ご自身で必ず注意書きをお読みになり、内容について了承したうえで、ご注文ください。
- この商品は楽天市場に出店しているショップ 楽天24 が販売しています。ご不明点、ご質問は、[楽天24](#)までご連絡ください。

■使用してはいけない方  
 以下の項目に該当する方はこの医薬品を使用することができません(購入できません)  
 このお薬や症状について気になることがある、あるいは、薬剤師や登録販売者の意見を参考にしたい12才未満である  
 このお薬を服用している間に、以下のいずれかの医薬品を使用する他の鎮咳去痰薬、かぜ薬、鎮静薬、抗ヒスタミン剤を含む飲み薬など(鼻炎用内服薬、薬物酔い薬、アレルギー用薬、催眠鎮静薬など)  
 このお薬の使用期間中に薬物または機械的運転操作をしなければならない  
 授乳中である  
 このお薬を多めに服用している  
 このお薬を連続して使用している

■事前に相談が必要な方  
 以下の項目に該当する方は購入前に薬剤師または登録販売者へご相談ください。  
 医師の治療を受けている  
 妊婦中である、または妊娠しているかもしれない15才以上である  
 薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある  
 高熱、排泄困難の症状がある  
 医師から心臓病、高血圧、糖尿病、腎臓病、甲状腺機能障害、呼吸機能障害、閉塞性睡眠時無呼吸症候群、肥満症の診断を受けた

■ご購入の際し、下記注意事項を必ずお読みください。  
 ここには、知っておいていただきたい主な事柄だけが書いてあります。ご使用の際には「用法・用量」を守り、添付文書(説明書)もしくは本サイトの商品画面に記載されております、「使用上の注意」をよくお読みになってください。  
 まれに以下の重篤な症状が起こることがあります。その場合は直ちに医師の診察を受けてください。症状の詳細は添付文書(説明書)を参照してください。症状の名称:再生不良性貧血、無顆粒球症、呼吸抑制  
 5~6回服用しても症状がよくなりない場合は服用を中止し、このお薬の添付文書(説明書)もしくはこのお薬(現品)を持って医師、薬剤師または登録販売者にご相談ください。※第1類医薬品の場合は医師または薬剤師にご相談ください。

ここには、主な事柄のみ記載しております。ご使用の際には「用法・用量」「使用方法」を守り、必ず添付文書をよくお読みになってください。  
 掲載されている製品に関する情報は、随時、最新情報に更新するように努力しておりますが、実際の添付文書の記載とは異なる場合もございますので、必ず製品に入っている添付文書をよくお読みいただきたいと、ご使用ください。

「使用してはいけない方」「事前に相談が必要な方」の項目に該当しません。  
**注意事項を確認し理解したうえで注文します。**  
**内容に同意し買い物かごへ進む**

上記事項に該当する方は、以下までご連絡ください。  
 折り返し弊社・薬剤師よりご連絡させていただきます。  
 メールアドレス: rakuten24\_8@shop.rakuten.co.jp  
 電話番号: 050-5577-5043

### ④ 薬剤師が注文内容や問診票の内容等を確認する際に、同社が運営する他のネット販売店舗を含めた購入履歴と照合し、頻回購入でないかチェック

検索結果

NO	WIS注文番号/モ	ル用WIS注文番号	本サイト/モ	ル注文番号	注文日時	窓口発送フラグ	本配送窓口	顧客番号	注文費	店舗	購得メ	ル名称
1	2500_0011	1032_7	193677	20231109	0053		2023/11/11			楽天24ヘルスケア部		2023/11/09 14:02

一括更新

### ⑤ 薬剤師が注文内容・問診票の内容・過去の履歴等を確認したうえで、必要と判断した場合には、注文内容を承認する前に注文者にメール等で連絡を取り、さらに詳しく情報収集する。

## 02 濫用等のおそれのある一般用医薬品について ⑤ 第9回検討会資料のルール案の内容

### ■ 現在の販売ルール (対面・ネット共通)

以下を確認し、資格者（薬剤師または登録販売者）が適正と判断した場合に限り販売する。

- ① 購入者が若年者（中学生、高校生等）である場合は、氏名及び年齢とともに、使用状況を確認
- ② 購入者が同じ医薬品を他店で購入していないか、既に所持していないかなどを確認
- ③ 購入できるのは原則 1 人 1 包装。複数個の購入希望がある場合は、理由や使用状況などを確認し、問題ないと判断した場合に限り販売可能
- ④ その他適正な使用を目的とする購入であることを確認するために必要な事項

### ■ 検討会資料4-2のルール案（対面・オンラインビデオ通話）

<対面> ア

- ・ **対面**またはオンライン(ビデオ通話)による販売が**原則**

<年齢確認> イ、エ

- ・ **見た目**で20歳以上か不明な場合は、身分証等で年齢確認する  
※20歳未満の場合は、**大容量や複数個の販売不可**  
※「大容量/小容量」の定義は現時点で不明

<購入者の状況確認> ウ、エ、カ

- ・ 通常の医薬品の販売において必要な情報\*1のほか、購入数量・頻回購入\*2に関する情報・他店での購入状況・**挙動等**を確認

<身分証の確認と販売記録の作成・照合> オ

- ・ **①20歳未満の場合②20歳以上で大容量購入や複数購入の場合③濫用や頻回購入が疑われる場合**は、身分証等で氏名等を確認し、販売記録を作成して過去の履歴と照合する  
※**20歳以上の小容量購入の場合は記録の作成や記録に基づく照合不要**

<販売可否判断> キ

- ・ 資格者がアの方法で確認した上記の情報をもとに販売可否を判断する

<情報提供>

- ・ 資格者は、通常の医薬品と同様の内容（使用方法や注意事項）のほか、適正使用や過量服用への注意喚起を行うなどの情報提供をする

### ■ 検討会資料4-2のルール案（ネット販売）

<対面> ア

- ・ **例外的に**一部のみネット販売可

<年齢確認>

- ・ **全員**身分証等で年齢確認する  
※20歳未満の場合は、**一律販売不可**  
※**大容量や複数個の販売は年齢にかかわらず一律不可**

<購入者の状況確認>

- ・ 通常の医薬品の販売において必要な情報のほか、購入数量・頻回購入\*に関する情報・他店での購入状況等を確認

<身分証の確認と販売記録の作成・照合>

- ・ **全件**身分証等で氏名等を確認し、販売記録を作成して過去の履歴と照合する

<販売可否判断> キ

- ・ 資格者がアの方法で確認した上記の情報をもとに販売可否を判断する

<情報提供>

- ・ 資格者は、通常の医薬品と同様の内容（使用方法や注意事項）のほか、適正使用や過量服用への注意喚起を行うなどの情報提供をする

\*1 現状努力義務となっている第二類医薬品販売時の情報提供にあたって確認の対象になっている情報は、年齢、他の医薬品の使用状況、性別、症状、他の疾病名、医療機関の受診状況、妊娠・授乳の有無、当該医薬品の購入・使用経験の有無、医薬品による副作用の経験等

\*2 現状、頻回購入は明確には定義されておらず、複数購入や頻回購入が疑われる場合にどのような理由がどのように確認できれば販売していいのかが資格者の判断に委ねられている

## 02 濫用等のおそれのある一般用医薬品について ⑥ 意見

【論点】 一般用医薬品のうち濫用等のおそれのある医薬品の販売ルールをどのように変更するか

### 注意喚起および相談窓口案内と履歴データに基づく適切な販売管理を対策の主体とすべき

- 研究報告等の内容に鑑み、濫用を防止するとともに濫用目的でない需要者には適切な利用を促す観点から、対面でもネットでも、販売時・販売後の注意喚起および相談窓口の案内と、販売履歴というデータに基づく販売管理を強化することが重要

### 対面しないことを理由としてネット販売を全部または一部禁止することやビデオ通話必須化には強く反対

- 従来のネット販売は重要なインフラとして機能していることがコロナ禍で改めて明らかに。濫用目的でない需要者によるアクセスを確保すべき
- 従来認められてきたネット販売という方法そのものを禁止するには合理的根拠が求められるはずであるが、対面しないことを理由として問題が発生していることを示すデータはなく、禁止しなければいけないほどの状況になっているとは考えられない
- 一方で実店舗を入手経路とした濫用のケースは依然として多いことから、対面しても防げないケースがあること、視覚情報から何を得てどう判断するかは資格者によってばらつきがあることを前提に考えるべき

### ルールを明確なものにするため、明確な定義づけと基準を設定すべき

- 「大容量」と「小容量」の定義、「頻回購入」の定義、履歴を照合する際の対象期間、「大容量や複数個」の購入希望者に確認すべき事項、販売していかどうかの判断基準等を定めるなどして、資格者によって対応に差が出ないようにすべき
- ルール化の必要がなく資格者に委ねられる範囲があるのであれば、その点も明確にすべき
- 従来の若年者の定義（中高生）を「20歳未満」に変更するべきかどうかは、データをもとに検討すべき

### 年齢確認や販売記録のため氏名等の確認をさせる場合は目的と趣旨に照らして柔軟な方法を認めるべき

- 対面でもネットでも、身分証等の目視という方法だけでなく、例えばe-KYC認証済みのアカウントやアプリによる確認、本人確認済みの決済サービス等と連携した確認など、目的と趣旨に照らして適切な方法を認め、利用者と事業者双方にとって適切かつ合理的に年齢確認や販売記録の作成・照合ができるようにすべき

### 対面での20歳以上の小容量購入の場合も販売記録の作成・照合を行うなど、記録に基づいた対応を

- 「大容量」「小容量」の定義が現時点では不明だが、ボリュームゾーンと考えられる「20歳以上の小容量購入」について、対面の場合のみ記録作成と照合をしないことにより、データにもとづく販売管理と頻回購入防止ができない恐れがある現状よりしっかりと販売管理を行う必要があるであれば、記録作成と照合は行うべきなのではないか



## 03 その他参考資料 ① 医薬品販売制度の変遷と新経連の関わり

医薬品の販売規制に対して、新経済連盟は設立当初から、DXを阻害する合理的根拠のない規制に対して声を上げており、不合理な対面規制の撤廃にもつなげてきた。

### 2009年 6月 改正薬事法施行

- それまで可能だった第3類以外の一般用医薬品の通信販売が省令により禁止

### 2010年 2月 eビジネス推進連合会 設立

- 政策提言の主要な柱として、医薬品の通信販売に関する提言を掲げて設立

### 2012年 6月 新経済連盟に名称変更

- eビジネスのみでなく、様々な新産業も含め対象を拡大し、日本経済の発展により貢献していくことを目的とした経済団体に

### 2013年 1月 医薬品ネット販売訴訟最高裁判決

- 省令による一般用医薬品の通信販売の禁止は違憲であるとの判決

### 2013年 2月～6月 一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会

- 一般用医薬品のネット販売のルールについて議論（新経連も検討会委員として参加）

### 2013年 6月 「日本再興戦略」閣議決定

- 一般用医薬品についてネット販売を認めるという政府の方針が決定

### 2013年 8月～10月 スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合

- スイッチ直後品目と劇薬について、薬剤師と購入者との間の双方向での柔軟かつ臨機応変なやりとりが必要であると結論

### 2013年 12月 改正薬事法公布（翌年6月施行）

- 医療用医薬品と一般用医薬品の間「要指導医薬品」の κατηγοリーを創出、対面による情報提供と服薬指導を義務付け

### 2016年 9月～ 国家戦略特区において遠隔服薬指導開始

### 2019年 12月 改正薬機法公布（翌年6月施行）

- 一部のオンライン服薬指導が可能に

### 2020年 4月 0410事務連絡

- コロナ禍における時限的・例外的対応として、初回も含めた電話・オンラインによる服薬指導が可能に

### 2021年 3月 要指導医薬品ネット販売訴訟最高裁判決

- 訴訟提起の2013年当時の状況をもとに、要指導医薬品のネット販売規制は違憲ではないとの判決

### 2021年 6月 「規制改革実施計画」公表

- コロナ禍の時限的措置を踏まえ、薬機法に基づくルールの見直しの方針が示された

### 2022年 3月・9月 薬機法施行規則改正省令の公布・施行

- 初回も含めたオンラインによる服薬指導が可能に

### 2023年 2月～ 医薬品の販売制度に関する検討会

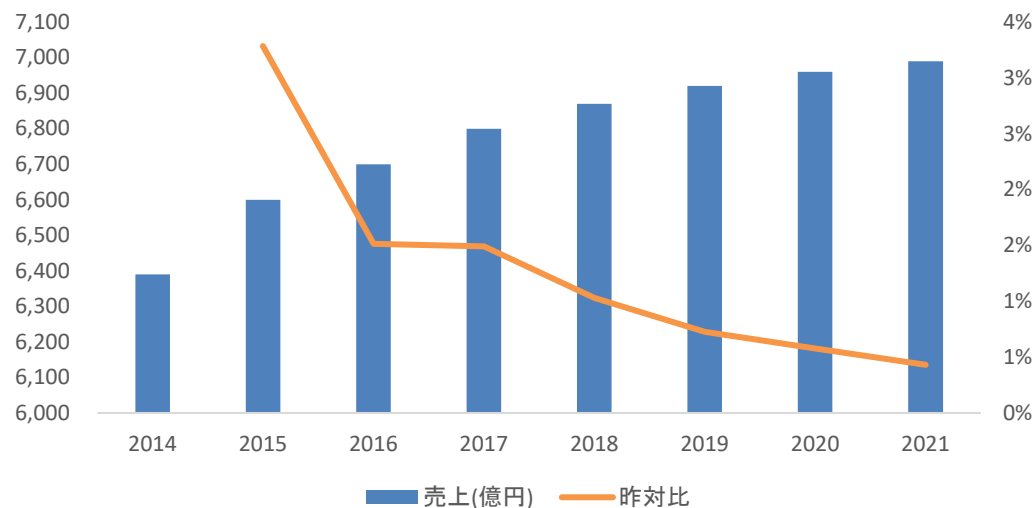
- 新経連は5月開催の第4回検討会において要指導医薬品のオンライン服薬指導について説明

## 03 その他参考資料 ② 国内のOTC医薬品の市場規模とEC規模の推移

民間の調査会社の推計によると、国内におけるOTC医薬品市場の近年の成長率は鈍化傾向にあるが、ECにおけるニーズは高まっている。

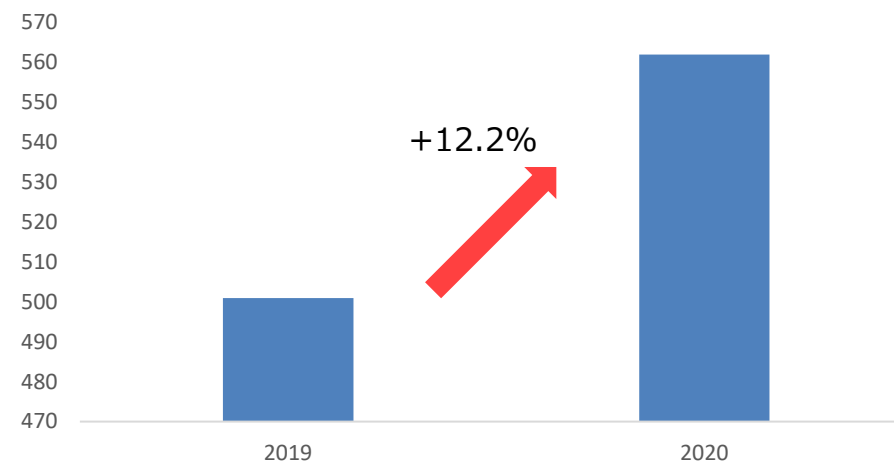
### 国内市場全体

一般用医薬品の市場推計(億円) ※メーカー出荷額ベース



### 国内EC市場

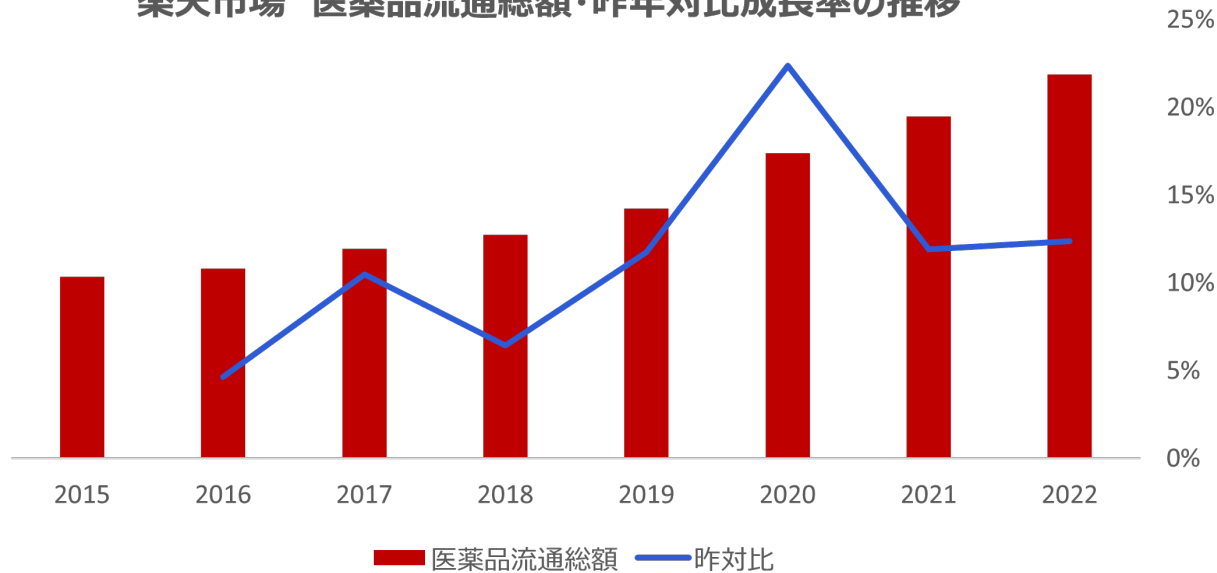
OTC医薬品(一般用医薬品および指定医薬部外品)のEC市場推計(億円) ※メーカー出荷額ベース



出所:矢野経済研究所「OTC市場に関する調査を実施(2022年)」  
[https://www.yano.co.jp/press-release/show/press\\_id/3044](https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/3044)

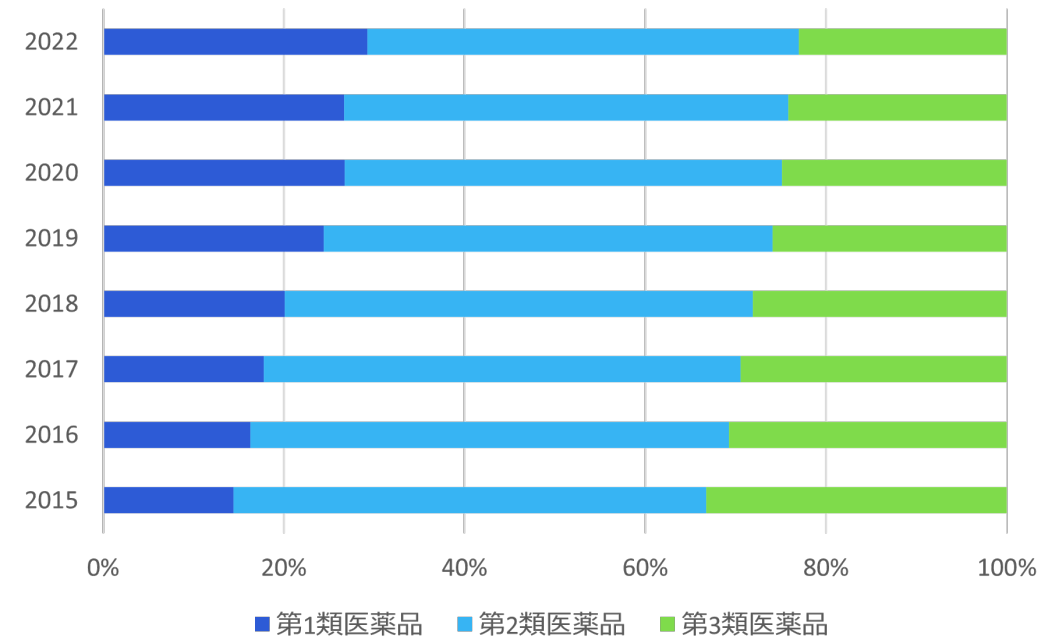
## 03 その他参考資料 ③ 会員企業が運営するECモールにおける一般用医薬品の流通規模の推移

楽天市場 医薬品流通総額・昨年対比成長率の推移

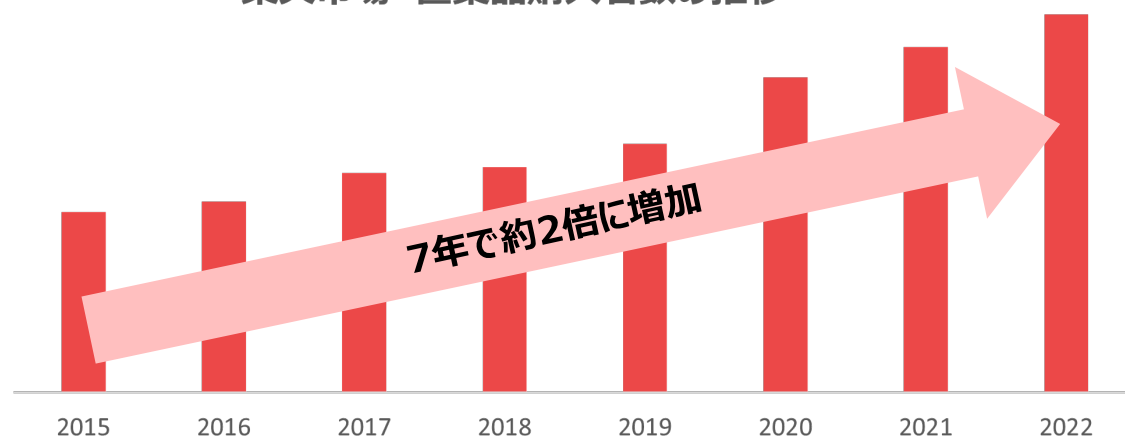


- 医薬品の流通総額は年々増加している
- コロナ禍に伴い2020年の昨対比の伸び率は特に大きい
- 購入者数も年々増加しており、医薬品の購入先の選択肢の一つとしてのニーズが高まっている
- リスク分類別では、他の分類と比較すると第1類医薬品の流通総額が増加している

楽天市場 医薬品流通総額のリスク分類別比率の推移



楽天市場 医薬品購入者数の推移

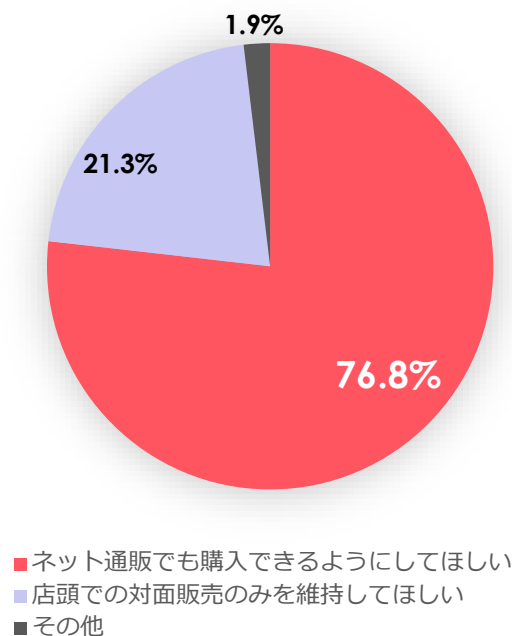


※医薬品流通総額：楽天市場に出店している医薬品販売事業者による楽天市場経由の医薬品の販売額の合計

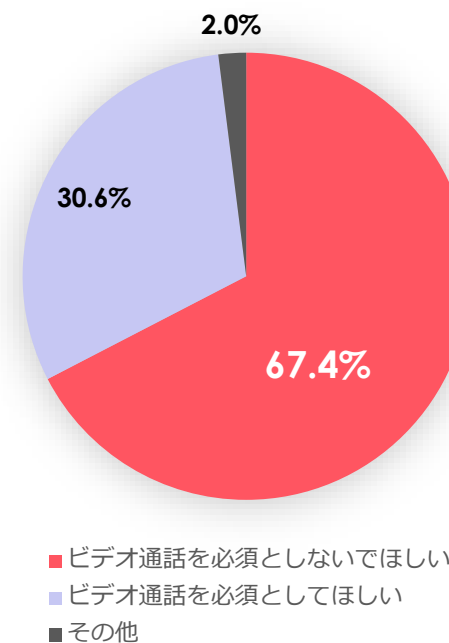
## 05 その他参考資料 ④ 一般用医薬品の販売規制に関するアンケート調査

一般用医薬品をネット通販で購入したことのあるインターネット利用者に、要指導医薬品のオンライン服薬指導を活用したネット通販を認める案と、濫用等のおそれのある医薬品のネット販売にビデオ通話を必須とする案について意見を聞いたところ、要指導医薬品のネット通販を認める案については3/4以上の利用者が賛成意見で、濫用等のおそれのある医薬品のネット通販にビデオ通話を必須とする案には2/3以上の利用者が反対意見だった

オンライン服薬指導を活用した要指導医薬品のネット通販を認める案への意見



濫用等のおそれのある医薬品のネット通販にビデオ通話を必須とする案への意見



「医薬品販売規制と規制緩和に関する調査」 2023年8月実施  
過去3年間に一般用医薬品をインターネット通販で購入したことのあるインターネット利用者1000人へのウェブアンケート調査